

事 務 連 絡

令和3年6月8日

大野城市立小中学校長 様

大野城市教育委員会

室長 清尾 昌利

熱中症対策を踏まえたマスク着用に係る指導の徹底について

6月2日に筑紫区臨時教育長会が行われました。その中で、標記の件につきまして、情報提供および共通理解がなされました。

つきましては、各校長先生方の御指導のもと、熱中症予防およびマスク着用の指導について、各校の教職員に周知し、指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、学校での対応について保護者の皆様に御理解をいただくための文書を作成いたしましたので配付いただきますようお願いいたします。

記

1 マスクの着用についての留意事項

- (1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ないこと
- (2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が懸念されるためマスクを外すこと
- (3) 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じたときなど、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自分の判断でも適切に対応できるよう指導する
 - ※ 登下校時や通常の学習活動の場面においても同様
- (4) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること
 - ※ 文部科学省「学校の新しい生活様式」(2021.4.28 Ver.6) より抜粋 [P46]

2 熱中症予防対策についての留意事項

- (1) 大野城市危機管理課発出の事務連絡「熱中症注意喚起情報の提供について」の内容にそって発出される「熱中症注意喚起情報」を参考にすること
- (2) 各校長は「熱中症注意喚起情報」等をもとに、児童生徒への危険が生じると判断した際には、教育活動の中止を全職員に伝え、適切かつ迅速に対応すること

《日常生活に関する指針》 危険 (WBGT 31℃以上) → (前略) 外出はなるべく避け涼しい室内に移動する

《運動に関する指針》 厳重警戒 (気温 35℃以上) (WBGT 31℃以上) → (前略) 運動を中止する

3 児童生徒に指導する際の留意事項

- (1) 児童生徒に指導する際は、マスク着用での感染リスク軽減の効果、熱中症の危険などについて丁寧に伝え、理解できるようにすること
- (2) 児童生徒への指導が必要な場面においては、児童生徒に寄り添い、教職員による一方的な指導にならないように留意すること
- (3) 児童生徒が互いに過度・過敏な注意を行わない、柔軟に対応するように指導すること

令和3年6月9日

大野城市立平野中学校 保護者様

大野城市教育委員会
大野城市立平野中学校
校長 日下部 達矢

学校における熱中症対策を踏まえたマスク着用の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

5月27日に「今年の2月、大阪府高槻市の児童が持久走練習後に死亡していた」という報道がなされました。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染予防としてのマスク着用と、熱中症対策下でのマスク着用について御不安を感じている方もいらっしゃるかと思います。

つきましては、各学校で、お子様の健康と安全に配慮し、以下の内容について指導の徹底を図るようにしています。御理解をいただき、家庭でもお子様に、お伝えいただきますようお願いいたします。

記

1 学校において、マスクの着用に関して児童生徒に指導する内容

- (1) 十分な身体的距離（おおむね2m）が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- (2) 気温・湿度や暑さ指数が高い場面では、熱中症などの健康被害が懸念されるため、適宜感染症対策を講じた上でマスクを外してよいこととします。
- (3) 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じたときは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自分の判断でも適切に対応できるよう指導します。
 - ※ 自分で判断が難しい小学校低学年等については、適任教職員が声かけを行い促します。
 - ※ 登下校時や通常の学校生活の場面においても同様とします。
- (4) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用するように指導します。
 - ※ 文部科学省「学校の新しい生活様式」（2021.4.28 Ver.6）より抜粋〔P46〕

2 学校において児童生徒に指導する際の留意事項

- (1) マスクを着用することによる感染リスクの軽減があること、反対に熱中症リスクの増加があること等について、丁寧に伝え理解できるように指導します。
- (2) 児童生徒への指導が必要な場面においては、児童生徒の心身の状況を十分に考慮し、教職員による一方的な判断による指導にならないように配慮します。

3 御家庭において、保護者の皆様に御協力をいただきたいこと

上記1（3）に記載してあるように、体調・健康管理については学校でも十分行いますが、暑さや息苦しさの感じ方は個人差があるとともに、本人にしか分からないこともあるため、学校では一律の判断・指導を行うことは困難です。小学校の体育科学習の目標にもあるように、自分の健康について課題（困ったこと）があると判断する力、他者に伝える力を育成することができるよう指導していきますので、御家庭でも御指導をお願いいたします。

■問合せ

大野城市教育委員会 092-501-2211（代表）
大野城市立平野中学校 092-596-6501